

商用目的／文化人・知識人等に対する数次査証一覧表

【令和6年4月1日現在】

【制度の概要】

- ◆ 日本における滞在期間は滞在 1 回につき 90 日以内です。
- ◆ また、日本国内において収入を伴う事業を運営する活動または報酬を受ける活動を行うことは認められません。
- ◆ ビザの有効期間は「1年」、「3年」、「5年」または「10年」です(申請人の国籍等により、ビザの有効期間が異なります。)

【主な発給要件の例】

- 商用目的
 - ・在職歴（国営企業、株式市場上場企業等）
 - ・過去の商用目的での訪日歴
- 文化人・知識人等
 - ・在職歴（研究者、有識者、スポーツ選手、公務員等）

導入している国・地域

アジア諸国	詳細リンク
中国	https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/100584187.pdf
モンゴル	https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000504162.pdf
ラオス	https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000503337.pdf
インド	https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000121949.pdf
フィリピン	https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000386444.pdf
ベトナム	https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000132763.pdf
カンボジア	https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/100584205.pdf
スリランカ	
ネパール	
パキスタン	
バングラデシュ	
東ティモール	
ブータン	
ミャンマー	
モルディブ	

大洋州諸国	詳細リンク
キリバス	https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/100584205.pdf
クック諸島	
サモア	
ソロモン諸島	
ツバル	
トンガ	
ナウル	
ニウエ	
バヌアツ	
パプアニューギニア	
パラオ	
フィジー	
マーシャル	
ミクロネシア	

欧州諸国	詳細リンク
アルバニア	https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/100584207.pdf
コソボ	
バチカン	
ボスニア・ヘルツェゴビナ	
モンテネグロ	
ロシア	
アゼルバイジャン	https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000472944.pdf
アルメニア	
ウクライナ	
ジョージア	
ウズベキスタン	https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000472945.pdf
カザフスタン	
キルギス	
タジキスタン	
トルクメニスタン	
ベラルーシ	
モルドバ	

中東・アフリカ諸国	詳細リンク
サウジアラビア	https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000386402.pdf
オマーン	https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/100584212.pdf
クウェート	
バーレーン	
エジプト	
南アフリカ共和国	
アラブ首長国連邦	https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000192669.pdf
カタール	

中南米諸国	詳細リンク
コロンビア	https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000442760.pdf
エクアドル	https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000404228.pdf
セントビンセントおよびグレナディーン諸国	https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000404230.pdf
セントクリストファー・ネービス	https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000433689.pdf
アンティグア・バーブーダ	https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/100584211.pdf
ガイアナ	
キューバ	
グレナダ	
ジャマイカ	
セントルシア	
ドミニカ国	
トリニダード・トバゴ	
ニカラグア	
ハイチ	
パナマ	
パラグアイ	
ベネズエラ	
ベリーズ	
ペルー	
ボリビア	